

令和6年第4回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和6年4月22日（月） 午後1時30分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	青地 弘子
教育委員	山本 一博	教育委員	沖田 行司
教育委員	神寄 由紀美	教育部長	中西 美智代
こども未来部長	井口 みゆき	教育部次長	福井 健次
管理監（図書館担当）	松野 勝治	管理監（幼児担当）	高山 千穂
教育審議員兼教育研究所長	栗田 一路	教育総務課長	池元 貴之
学校教育課長	北川 守一	校務支援室長	松本 良恵
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	長崎 充利
幼児課長	辻 温	学校問題対策支援室長	小椋 文子
校務支援室長補佐	田中 一樹	校務支援室指導主事	五十子 弘祐
事務局（教育総務課長補佐）	小辰 あつ子		

以上21名

開会

教育長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、令和6年第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日は、新しいメンバーでの最初の教育委員会定例会となります。一年間どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、「会議録」の承認についてですが、委員の皆様には、「第3回定例会」及び「第1回、第2回臨時会」の会議録について、あらかじめ事務局から配付し、御確認いただいていると思います。

会議録の内容に御異議はございませんか。

各委員

（異議なし）

教育長

それでは、「第3回定例会」及び「第1回、第2回臨時会」の会議録は承認いただきましたので、後ほど、それぞれの会議録署名人に署名をお願いいたします。

なお、今回の第4回定例会の会議録署名委員は、「山本委員」と「沖田委員」を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、次第に従い、進めさせていただきます。

「1 報告」です。私から教育長報告をさせていただきます。

（教育長報告）

教育委員の皆様には、4月9日、10日の入学式、入園式への御臨席ありがとうございます。いずれも特に混乱もなく、厳粛な中で式典が行われたと聞いておりますが、どのよ

うに受け止めていただいたでしょうか。また、感想などがありましたらお聞かせいただけるとありがたいです。

始業式、入学式からは2週間弱が経過しました。この「2週間弱」という言葉ですが、私は2週間足らず(12日目)という意味で使ったのですが、そのように御理解いただけているでしょうか。最近では震災の震度を表すときに5強、5弱という言葉が広まり、5弱というのは、震度5の中で弱い目として使われるということから誤った受け止め方をされることが多いと聞きました。

数量を表す言葉につける「弱」は、その数量よりやや少ないことを表しますので、私の使い方であっているのですが、特に若い世代ではその数量より少し超えた数値と受け止める人が多くなってきているようです。

日本語、特に漢字の読み方などは重複(ちょうふく)や早急(さっきゅう)などに代表されるように慣用読み(じゅうふく)や(そうきゅう)と読む人が多くなり、そちらも間違いではないとされるようになっていきます。

しかし、この弱や強の使い方は統一してもらわないと困ります。1時間弱は1時間足らずですし、1時間強は1時間余りです。多くなってきたからと言って1時間弱を1時間余りに、1時間強を2時間足らずと慣用的な解釈されては、混乱を招きます。小学校では意識してこのことを教えないといけないと思います。

先週の18日(木)には、全国学力学習状況調査が実施され、今年は小学6年生が国語と算数、中学3年生が国語と数学、タブレットでの回答も質問紙だけとなり大変シンプルな年で、特に混乱なく終えることができました。私も、問題に取り組んだのですが、年々根気がなくなっているように感じます。国語はもちろんのこと、算数や数学でも多くの文章を読み解きながら問題に向かわなくてはいけませんでした。

一気に45分間の最後までとはいかず、途中で気分転換を入れながら取り組みました。小学6年の国語では漢字とひらがなが混在した文章を読むことに疲れました。本当に読解力を高める必要性を強く感じましたし、先ほどの強、弱でも感じたように、日本語を大切にしたい指導が必要だと思いました。

今年から、4月の始業式、入学式を1日遅らせ、4月10日としました。多くの学校からは、少しゆとりを持って、子どもたちを迎えることができたとの声をいただいています。基本的にはこの措置については、適切であったと考えておりますし、来年度以降もこの形を継続していきたいと思っております。

さて、守山市教育委員会が市内中学校3年のクラス分けをやり直すというニュースが流れたとき、みなさんはどのように受け止められましたか。私は、最初、生徒指導上の配慮ができていないことが発覚したためとの報道に、英断だと感じ、評価していました。

でも、その内容を公表することはできませんし、公表しない中で生徒や保護者に理解してもらうというのは、とても難しいことです。程度の差こそあれ、一度発表されたクラス分けと比較し、前の方がよかったと感じている生徒は少なくないと思います。詳細が分からないので判断の妥当性については何とも言えませんが、決してやってはいけない見落としだったと思っています。

この4月から、能登川地区の校区再編が実質的にスタートしました。能登川地区、特に能登川南小学校区では市街化区域が拡張され、現在も活発に住宅開発が進められています。そうしたことから、能登川地区の小学校の児童数の均衡を図ることを目的に通学区域の再編を

行い、今年度の新入学児童から一部校区を変更したのです。

校区再編のスタートの年ということもあり、入学式は能登川東小学校に伺いました。校区再編により、新入生 15 人が今までの能登川南小学校校区から能登川東小学校校区に移りました。

その子どもたちを含め新入生の人数は、1 組 23 人、2 組 24 人、つくし組 4 人、ひまわり組 2 人です。今回の校区再編がなければ、能登川東小学校の新 1 年生の通常学級は単級となっていたのです。私たちの考えていた推計の数値に特別支援学級の児童数をカウントしていなかったことが見込みを誤った大きな要因ではあるのですが、少子化も少し早まっているようです。

能登川東小学校といえば、昭和 57 年には市内最大規模の 1,000 人を超える大規模校で、1 学年のクラス数は最大で 5 クラス、197 人の児童が在籍していました。今であれば 6 クラス規模です。その学校が 40 年で、単級の規模になったのです。少子化の到来を実感しました。

市内校区別の年度毎の出生者数を表にした資料を配布していますので、御覧ください。校区別に 2 段書きになっていますが、上段が住基上の人口、下段は私学など校区の学校に進学されていない数値を調整した数値ですので、今は上段を御覧ください。

私は、この表を見ながら以前から少子化問題について何度もお話しています。少子化を語るときに学校全体の人数で語らずに学年毎の人数で語らなければいけないことも何度も申し上げています。総数での比較になると減少率が薄まって、危機感が持てないのです。

例えば布引小学校を御覧ください。小学 6 年生の人数は 48 人です。これでも減少してきているのですが、市内の順位では多い方から 9 番目、半分より上位です。しかし、昨年の出生者数は 10 人で 18 番目、少ない方から 4 番目になっています。6 年生が卒業すると、完全に単級の学校になります。減少率は 65.4 パーセント、3 分の 1 になるのです。6 年前は、ほぼ全ての学年が 2 クラスだったと思います。

昨年、一昨年の出生者数を見ると、5 人前後となっている校区が 5 校区程度見受けられます。その中で、最も小規模校化が進んでいるのが能登川北小学校です。

前後する複数学年の合計が 16 人以下の場合は複式学級となります。1 年生を含む場合は 8 人以下です。したがって、能登川北小学校では 2、3 年のうちに複式学級の基準のクラスが生まれます。

校区内の 1 学年の出生者数が 5 人前後となっている 5 校区の多くは、隣接する校区も同じ様な状況です。統合したとしても、10 年余り経てば、また同じような小規模化の課題が出てくるのです。しかし、その中で唯一能登川北小学校だけは、1 学年 2 学級以上の規模の学校との統合が可能なのです。統合後も安定して、1 学年 2 学級以上を有する学校で学ぶことができるのです。皆さんの中に、能登川北小学校の保護の方で小規模校化、複式学級化で不安感をお持ちの方を御存知の場合は、能登川北小学校が持つこの大きなメリットについてお話しいただけるとありがたいです。

少子化を迎えるに当たって、子どもたちの学びをどのような形で確保していくかということとは、教育委員会に突き付けられた大きなテーマです。まずは、保護者や地域がそのことを、この少子化の数値から考えていただく必要があります。しかし、私たちはこの数値を積極的に公表していませんし、他市町のもとと差し迫った地域にあっても、小学校の統合や小学校と中学校を統合する義務教育学校化が行われている程度で、課題の先送りしか見受けられないのが現状です。

教育長

少子化による労働力不足について、国レベルでの具体策としては、ロボットや機械化、そして外国人労働者だけのように感じています。しかし、ロボットや機械化については、大企業においては、ほぼ終えていると考えるべきではないかと思っていますし、外国人労働者は給与格差や円安傾向から日本は選ばれない国になったように感じています。

私が教育長に就任した頃、成人式の新成人の対象人数は1,400人程度だったと記憶しています。約30年で半減しているのです。そしてこの減少率は、加速しながら進んでいくことが予想されます。しかし、このことを正面に据えて、課題解決に当たろうという考えはないようです。私たちは、子どもたちにどのような社会を残そうとしているのでしょうか。

そして、もう一つ正面に据えていないように感じてしまうのが、教員の確保策と働き方改革です。教員の処遇などを議論する中央教育審議会において、教員の給与、残業手当に代わる制度として設けられている教職調整額4パーセント、月8時間程度の残業に相当する手当額を、10パーセント以上に引き上げようという提言の素案がまとめられました。

他にも小学校教科担任制の3、4年生までの拡大、若手の指導に当たる新たなポストの設置、学級担任手当の創設や管理職手当の増額、また、新卒教員が学級担任ではなく教科担任を担えるような制度も盛り込まれているとのこと。

現段階では、詳細が不明ですので論評は難しいのですが、課題とされているのは、教員の給与が低いということではなく、教員の働き方における負担軽減であると思っています。この給与引上げをはじめとした処遇改善策が、教員の働き方を縛ることなく、負担軽減につながることを期待いたします。以上です。

次に教育部長から報告をお願いします

(教育部長報告)

教育部長

皆さん、こんにちは。教育部長の中西です。

4月1日付けの人事異動により、教育部も新体制でスタートしました。改めまして今年度もよろしくお願いいたします。

令和6年度から東近江市少年センターが教育委員会の組織に教育機関として加わり、福井次長が少年センター所長となります。これは、今年度から定年引上げ制度を本格運用されることにより、これまで再任用職員を所長としていたものが専門員となるためです。しかし、職名は変わりますが、吉澤前所長が、実質上はそのまま仕事を引き継がれることとなります。

なお、学校給食センターにおきましても、同様に各学校給食センター所長は長崎所長が務めますが、これまでの所長が専門員として、各学校給食センターの統括としての仕事を引き継がれることとなりますので、お知りおきの上、御了承いただきますようお願いいたします。

教育長の報告と重なりますが、4月10日には市内各小中学校で入学式を執り行い、小学校853名、中学校1,076名が入学しました。今年は桜の開花が遅れたため、満開の桜が新入学生を迎えてくれました。御臨席いただきました各委員の皆様にはお忙しい中ありがとうございました。

本日、私からは3点、御報告いたします。

1点目は、この4月から能登川地区の校区再編が実質的にスタートいたしました。能登川地区の能登川南小学校区では、市街化区域が拡張されたことに伴い、住宅開発が急速に進んでいることから、能登川地区の小学校の適正規模化と遠距離通学の解消を目的に、令和4年12月に通学区域の再編を決定し、今年度の新入学児童から一部校区を変更したものです。

教育部長

詳細については、この後、福祉教育こども常任委員会協議会報告により説明させていただきますが、この校区再編により、能登川東小学校へは新1年生のみでの通学となることから、通学時の不安を解消するため、通学支援員を配置し、登下校の見守りを行っているところです。

2点目は、フリースクール等の民間施設を利用する児童生徒に対する補助金についてです。3月の定例会において、教育委員会としての考え方をお示しましたが、このほど要綱を策定いたしました。詳細は、この後、説明し、御協議いただくこととしていますが、この補助金の対象となる者は、児童生徒の保護者であって、フリースクール等から在籍学校に児童生徒の様子等について情報提供することを承諾し、在籍校の校長がその情報に基づき、出席扱いとしていることとしています。この補助金を申請することにより、学校とフリースクール等の民間施設、学校と保護者、保護者と教育委員会、教育委員会とフリースクール等の民間施設が、不登校児童生徒の情報をしっかり共有することで、学校復帰や社会的自立に向けてつながるきっかけとなり、本市の不登校対策が良い方向に向かう一助となることを期待しているところです。

最後に、今年度から新たに設置しました、校内教育支援センターにつきましては、人員体制もほぼ整い、各学校において順調にスタートを切っておりますことをお伝えしておきます。

以上、教育部からの報告といたします。

教育長

それではこども未来部長から報告をお願いします。

(こども未来部長報告)

こども未来部長

皆さんこんにちは。4月1日付けの人事異動でこども未来部長を拝命しました井口みゆきでございます。

また、幼児課長辻温が、本日出席はしておりませんが、次長に今岡大が着任しました。今年度、新たな体制で精一杯努めますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

こども未来部から3点、御報告をいたします。

まず、入園式について御報告いたします。

去る4月9日に公立認定こども園で、11日には公立幼稚園におきまして入園式を挙行いたしましたところ、御出席いただきました教育長様、教育委員の皆様、お忙しい中、ありがとうございました。本市の子どもたちが、遊びや生活を通して、生きる力の基礎を育めるよう、教育・保育に取り組んでまいります。

なお、幼児施設の待機児童については、この後、担当課長から報告いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、4月20日(土)から中野むくのき幼稚園と保健子育て複合施設ハピネスが停電していることについて報告します。

停電は20日(土)午前5時頃から現在も継続しており、復旧作業を行っています。

原因は、送電線からキュービクルまでの間のケーブルが断線したためです。使用していたメーカーのケーブルで不良品が出ているということが業者の情報から分かりました。

ケーブル交換についてはメーカー保証対象になっており、今朝から作業を進めており、今日中に終わる予定です。

こども未来部長	本日、朝から通常どおり保育をしており、停電など園の状況等について、保護者には土曜日にメール及び幼児課から電話で連絡をしました。 トイレや手洗い等の水については、水道部から給水車を出し対応しています。 給食については、給食センターからの供給は通常どおりですが、園で作っている給食を食べている児童については、備蓄していた非常食で対応しました。ほかに、投光器や発電機等も使って対応しており、現在のところ問題なく保育を実施しています。 なお、ケーブルにつきましては、こども未来部だけでなく、全庁的に同じメーカーのものを使っている施設がないか管財課が調べているところです。 最後に、今年度は「第3期東近江市子ども・子育て支援事業計画」策定年度であり、現在、昨年度実施したニーズ調査のまとめを行っているところです。 策定に当たっては、教育委員会、健康医療部及び福祉部の御協力なくしてはではできませんので、どうぞよろしくお願いします。 以上で、こども未来部からの報告とさせていただきます。
教育長	それぞれ報告が終わりましたが、御意見、御質問等ございませんか。
山本委員	子どもの数の推移ですが、教育研究所の「研究所だより」に教育長の話が書いてありました。私は卒業式で玉緒小学校へ行かせていただきましたが、その際に控室で、卒業生の人数や、入学生の人数の話題が出ていました。PTA会長に子どもの人数が減っていることについて、皆さんどう考えておられるか尋ねたところ「単級でも良いという意見もあるし、複数でないと駄目だという意見もあり、いろいろな意見があります。」ということでしたので、深く話をされていないのだと思います。こういったデータをあまり積極的には出していないということでしたが、出せば否応なしに議論せざるを得なくなるのではないかと思います。しかし、いたずらに出して混乱させるのも好ましくありませんが、待ったなしの状況ということとは分かりますし、本当にしっかりと考える必要があるのではないかと改めて思いました。
沖田委員	少子化の問題で、短期大学がどんどん潰れています。4年制大学も同様です。びわこ学院大学は東近江市にある大学ですが、人数については先が読めていました。しかし、保育士、幼稚園、学校の教員を育成し、地域に貢献していますので、なんとかこれを維持していくためにどういう施策が必要なのか。京都など外部から生徒を募集するのか、それも困難です。そうしますと、留学生を積極的に受け入れるということも考える中で、そのような基盤を大学周辺に作ることや、東近江市に住んでおられる外国人を積極的に大学に入学してもらうような方策も考えなければいけないなど、大学にとっては非常に頭の痛い問題です。 大きな大学でもこれまで入れなかった人が入れますので、一番あおりを受けるのが、地方の小規模の大学です。そういう意味で今の話を聞いて、将来少子化となったときに、学校の在り方も考えていかなければならないと思いました。今、教育は6・3・3制となっていますが、これも併せて、教育制度の在り方を考えていく必要があると思いました。
教育長	続きまして、「2議案」に移ります。 「議案第8号 東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」と「議案第9号 東近江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」

教育長

は関連がありますので、一括して担当課から説明をお願いします。

教育総務課長

教育総務課の池元です。よろしくお願いいたします。

私から、議案第8号 東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第9号 東近江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、説明をいたします。

まずは、議案第8号についてお手元の資料を御覧ください。

本議案につきましては、令和6年4月1日付けの人事異動に伴い、組織、分掌事務及び教育機関の一部を改正するものです。

新旧対照表を御覧ください。まずは、第2条組織の中ほど、生涯学習課の係につきまして、生涯学習係、人権学習係を一つの係としてまとめ、人権・生涯学習係とします。

続きまして、第3条分掌事務です。表の左、改正後を御覧ください。人権・生涯学習係の1号から13号までが改正前の生涯学習係の事務分掌、14号から19号までが改正前の人権学習係の事務分掌となります。

なお、今回の一部改正で第6号を「図書館との連絡調整に関すること」から「子ども読書活動推進に関すること」に改めます。

また、17号「人権ふれあい市民のつどいに関すること」について「つどい」の部分を漢字からひらがな表記に改めます。

加えまして、青少年係の事務分掌を一部改正し、第6号「東近江少年センターとの連絡調整に関すること」を「学校を核とした地域力強化プランに関すること」に改めます。

続きまして、第4条教育機関です。表の左、改正後を御覧ください。教育機関の中に新たに「東近江市少年センター」を加えます。

最後に、第6条 職の設置及び職務についてです。表の左、改正後を御覧ください。所長の欄に新たに「東近江市少年センター」を加えます。

簡単ではございますが、議案第8号についての説明は以上です。

引き続き、議案第9号について説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

こちらは令和6年4月1日付けの人事異動に伴い、新たに公印の登録を行うため一部改正を行うものです。

まずは新旧対照表の別表第1の1号 教育委員会を御覧ください。公印の名称につきましては、東近江市少年センター所長之印、ひな形番号19、寸法18ミリ、個数1、用途につきましては、少年センター所長名をもって発する文書用、保管者は少年センター所長です。

続きまして、別表第2を御覧ください。ひな形ですが19号に御覧のとおり、東近江市少年センター所長之印を追加します。

なお、両規則につきましては、令和6年4月1日から適用することとします。

簡単ではありますが、議案第8号、議案第9号についての説明は以上です。

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ありがとうございました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

山本委員

教育委員会事務局組織の一部改正について、生涯学習課の3係が2係になるということ

山本委員

4月1日の第3回臨時会でも説明をしていただきました。また、生涯学習課の組織が縮小し、一方で学校教育課の組織は拡大の一途です。学校教育にいろいろな問題があることは十分に承知していますので、適切に対応していただいてありがたいと思う反面、社会教育関係の組織や活動が学校教育の方へ力が行き、なおざりになっているような気がします。

本来であれば、社会教育部局が管轄する部分が合併当初からまちづくり協議会の関係などソフトの部分について市長部局へ行っていますし、分散しているこの状況は東近江市にとってマイナス面の方が大きいのではないかと思います。まして、文化施設も一部市長部局の管轄となっています。前回の教育委員会定例会で文化芸術振興計画の提案がありましたが、あれはまた、違う部署が管轄されているということでした。

あの計画を読んでもみると、まちづくり協働課管轄のまちづくり協議会が把握しているコミュニティセンターで開催する社会教育活動が、調査の中で抜け落ちているなど、社会教育の取組を見直さないといけないのではないかと思います。学校教育と社会教育は両輪です。学校教育を良くするためには、社会教育も良くしないと効果が出ないという理屈が通ると思います。

既に決まってしまったのですが、一般市民としてはそのような感想を持たざるを得ないです。そういう感覚を持つ人がいるということをお伝えしたいと思いました。

教育部長

我々も2係が1係となったことを人事課に尋ねましたが、人権学習係の係員が1名であったことを考えると、係を統合すると判断をしたのもやむを得ないのではないかと思います。元々の配置人数が少ないことが、統合の要因になっていると思います。

山本委員

市長部局にも人権学習に係る部署があったように思います。

教育部長

人権・男女共同参画課の中に人権の業務があります。そちらと役割分担をしながら事業を進めています。しかし、人権学習については、教育委員会が担当することとなっています。

生涯学習課長

人権学習係と生涯学習係が1係になった経緯は、教育部長が申し上げたとおりです。係を統合したからといって業務内容が変わることはありません。特に社会教育、生涯学習の部分の業務が今までと比較して減ったのではなく、係の名称が統合になったということです。

人権・男女参画課との関りにつきましては、両課で担当する部分もありますが、主に教育委員会は学習啓発の部分を担当しています。また、双方の課長がお互いに兼務辞令を発令されていますので、必要時はしっかりと連絡調整を取りながら業務を進めている状況です。

教育審議員

学校教育課につきましては、拡大しているように見えますが、実は他市町では指導主事の配置は学校数程度の人数となっています。草津市や守山市は学校数より多い指導主事が配置されています。東近江市は合併時から、校数に対する指導主事の人数が少なく、指導主事として配属されているのに、本来の指導主事の仕事ができず、文書処理に追われていました。そういった状況でしたので、学校に指導助言ができるような仕事をしなければいけないということで、徐々に指導主事を増やしていき、現在では校数分の約7割の配置となりました。学校教育課の規模は多く見えますが、他市町に比べて多くなく、3年間で適正な人数になったのではないかと考えています。

山本委員	決して学校教育だけに重点を置いていると言っているのではなく、学校現場は大変だと認識していますので、手厚くしていただきたいと思っています。それらと比べて生涯学習はどうなのかと思いました。
青地委員	県や市町にしても、組織が変わり、しかも名前が変わっていくとなると、一般市民にとっては非常に分かりにくいです。それは仕方ないことだと思いますが、名前が変わったり、組織統合されたりすることは、その市がどんな構えで行こうかという表れだと思います。どういった考えで統合するのかなど、姿勢が表れています。先ほど、山本委員がなぜこのように変わったのか尋ねられましたが、私たちも改めてどこを向いているのか、何に力を入れているのかを注目していかないといけないと感じました。
教育部長	先ほど生涯学習課長が申しましたように、統合はされていますが、仕事内容も人数も減っていません。これを機会により充実させなければいけないと思います。
山本委員	青少年係の新旧対照表の中で、現行「(6) 東近江少年センターとの連絡調整に関すること。」がなくなり、新たに、「学校を核とした地域力強化プランに関すること。」とありますが、具体的にどういう内容ですか。少年センターと関りのある内容ですか。
生涯学習課長	今までは少年センターが外郭団体で、その連絡調整を行うことが生涯学習課の分掌事務にありました。しかし、少年センターは今年度から市の教育機関となりましたので、生涯学習課としての分掌事務はなくなりました。その代わりではなく、「地域力強化プランに関すること」というまた違った業務を以前から生涯学習課が担当していましたが、今まで分掌事務に記載されていませんでしたので、今回の改正で記載させていただきました。 具体的には、地域学校協働本部事業やコミュニティ・スクール推進事業等です。
山本委員	分かりました。
教育長	よろしいでしょうか。良い御意見をいただきありがとうございました。 それ以上に、今まで社会教育を含めて活動いただいていた方々が、高齢化等で減っていくことを懸念しています。そういった方々にどういう形でその活動を今後つないでいっていただくかが当面の大きな課題ではないかと思います。 それでは、議案第 8 号及び議案第 9 号につきまして、御承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第 8 号 東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第 9 号 東近江市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」は原案のとおり承認といたします。 続きまして、「議案第 10 号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について」担当課から説明をお願いします。

校務支援室長
補佐

学校教育課校務支援室の田中です。

私から、「議案第 10 号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱について」説明します。

お手元の議案及び概要を御覧ください。

提案理由としては、児童生徒が学校以外の場において行う普通教育に相当する教育の機会を確保し、また、フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目的とする補助金制度を創設するため、本議案を提出するものとしています。

東近江市では、教育支援センターである児童生徒成長支援室を市内 3 箇所に開設し、また、学校教育課内に学校問題対策支援室を設置するなど、従来から不登校対策に力を入れてきました。また、今年度からは、市内 16 校に校内教育支援センターを設置し、更なる取組を進めているところです。

一方で、昨年度の市長の発言をきっかけとして、県内でも不登校に関する議論が活発になり、今年度からは滋賀県が調査・検証のためフリースクールに通う児童生徒を持つ保護者にアンケートを行い、回答した家庭に対し 5,000 円を支給する取組を行う予定です。

本市においても、不登校又は不登校傾向にある児童生徒が学校以外の場において行う教育の機会を確保し、また、フリースクール等の民間施設に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、本要綱を制定するものです。

「東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱 概要」の資料を御覧ください。この概要に沿って説明させていただきます。

まず、本要綱の趣旨について、要綱の第 1 条です。今ほど説明の中で述べていた制定理由と同じ内容となっています。

次に、2 つ目の補助金額です。要綱の第 4 条及び第 5 条です。補助金額の算出に当たっては、フリースクール等の民間施設へ保護者が毎月の授業料のうち月額 4 万円を上限として、補助対象経費とします。

その補助対象経費に就学援助費の受給者で、要保護者の場合は 100 分の 100 を、同じく就学援助費の受給者で、準要保護者の場合は 100 分の 75 を、それ以外の者については 100 分の 50 を補助率として補助対象経費に乗じて補助金額を算出します。

その金額から、5,000 円を除いた額を 1 箇月の補助金額とします。

このときに、5,000 円を除くのは、先ほど制定の背景として説明した中にもありましたが、今年度、滋賀県がフリースクールに通う児童生徒を持つ保護者にアンケートを行い、回答した家庭に対し 5,000 円を支給する取組を始められることから、その金額を合わせて満額の支給とするためです。

次に補助対象者についてです。要綱の第 3 条です。説明資料の 3 番の部分になりますが、在籍する学校の課業時間内に原則として月 1 回以上フリースクールに通っていること、フリースクール等での児童生徒の様子等に関する情報について、フリースクール等から在籍学校に提供された情報を基に、校長がその児童生徒を出席扱いとしていること、を満たすことが条件となります。

最終的には、在籍学校の校長が出席扱いとしている場合には、学校の教育課程に照らし、適切と判断がされているものとみなして補助金の交付を行うものとなります。

次に交付申請についてです。要綱の第 6 条と様式第 1 号、第 2 号です。交付申請は、保護

校務支援室長 補佐	者から教育委員会に、様式第1号の補助金交付申請書兼請求書と様式第2号のフリースクール等民間施設利用状況報告書、また、別途定める添付書類を提出していただくことになります。 交付申請の時期は、学期ごとに申請してもらうこととしています。詳しい時期については、説明資料のとおりです。 提出場所は、学校教育課又は児童生徒成長支援室となります。 申請期間内に提出された申請書等を基に交付決定を行い、交付します。 このときに、次の5番になりますが、注意事項として、様式第2号に定める書類については、フリースクール等民間施設へ通っている状況をフリースクールに証明してもらう内容となっており、それを受けて校長が承認印を押印し、提出するものとなります。 ただし、従来から在籍学校が出席扱いとするため、フリースクール等民間施設から児童生徒の状況報告を受けていることもあり、同じような内容の書類を再度作成してもらう手間を省くために、報告書類に校長の承認印を押したものを代わりに提出してもらうことも可能としています。 最後に6番、その他として、本補助金の周知方法についてです。 本要綱が成立したあとに、議会へ報告し、保護者へ周知を行います。 周知方法は、市ホームページへの掲載と、保護者への連絡用アプリ「コドモン」による通知となります。 以上で、フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱についての説明を終わります。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
山本委員	県がアンケートを実施されるということですが、アンケートは毎月されるのですか。
校務支援室長 補佐	毎月アンケートをされる予定です。
教育部長	県からどういう形でアンケートを実施するか等詳細の通知がありませんが、毎月実施する予定はされています。
山本委員	例えば、2箇月に1回アンケートを実施し、アンケートに対する謝礼の5,000円を削減するということはないですか。
教育長	それはないと思いますが、これまで、県の教育委員会がそういう制度を設けるということで県の教育委員会と話していましたが、今年度から県に「子ども若者部」が設置され、所管をそちらに移すという話が出てきています。その辺が、まだ明確に示されていないということですが、その制度自体は実施されるということです。
青地教育長職務代理者	第1条の文章に引っかかっているのですが、非常に長い文章ですね。要綱の趣旨が書かれていますが、もう少しすっきりと整理できないかと思いました。この文章はもう少し考えた

青地教育長職務代理者	方がいいのではないかと思います。 第2条の定義についても読みづらいので、少し整理していただいた方がいいのではないかと思います。
教育長	もう一度確認したうえで改めて示させていただきます。
青地教育長職務代理者	その辺を見直していただけるとありがたいです。よろしくお願いします。
教育長	申し訳ありません。字句については再度検討しますが、基本的な考え方については説明させていただいた内容で進めていきたいと思います。最終的に字句を整理し、皆様にもう一度要綱案をお配りして承認をいただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	ありがとうございます。では、「議案第10号 東近江市フリースクール等民間施設利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について」は基本的には原案のとおり承認といたします。 それでは次に、「3 協議事項」に移ります。 「東近江市学校教育情報化推進計画について」担当課から説明をお願いします。
校務支援室指導主事	失礼します。東近江市学校教育情報化推進計画について説明させていただきます。 本計画は、国、県において学校教育情報化推進計画が制定されたことを踏まえ、本市の全ての児童生徒が誰一人取り残されず、一人一人が資質・能力を最大限に伸ばし、夢や希望を実現し、たくましい人生を切り開けるよう、学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的として本計画を策定しました。 第1章では、今ほど申し上げました本計画策定の趣旨や位置付けを示しています。 本計画の第2章からは、児童生徒の資質・能力、教職員のICT活用指導力、ICTの環境整備、学校における働き方改革と組織・体制の4点を大きな柱とし、本市の現状と課題、基本方針、目標、計画に講ずべき施策を整理し記載しています。 内容として、1つ目の柱、児童生徒の資質・能力について、この計画を進めることによって期待される姿を、授業、宿題、病気療養中や不登校で欠席している子どもの、3つの場面で説明します。 まず、授業の場面です。現在、子どもたちはタブレットを使った学習に慣れだし、少しずつ使用する機会も増えています。授業中、教師が指名した子どもがタブレットや電子黒板を使い説明する授業が多く見られます。今後は、様々なソフトを導入し、子どもがタブレットをより効果的に使えるようになることで、子どもたちの考えを教師が選ぶのではなく、子どもたちが聞きたい、知りたいと思った考えを自ら選んだり、どのような方法で学ぶのかを決めたりする、より子どもが主体的な学習が展開されるようになります。 宿題の場面では、プリントの宿題だと、勉強が苦手な子も得意な子も全ての子どもが同じ内容の宿題をしますが、AIが搭載されたAIデジタルドリルにより、AIが一人一人の学

校務支援室指導主事	力に合った宿題を導き出すことが可能になり、個別最適な学びの実現につながります。 また、学校でしかリスニング等の学習ができないのですが、デジタル教科書の導入によりデジタル教科書を持ち帰ると、家でも英語を聞き文章を覚えるという学習ができます。 次に、病気療養や不登校など様々な教育ニーズを持つ子どもが学校を休んでいる場面では、遠隔授業やA I ドリルなど I C T の特性を最大限に活用することで、誰一人取り残されず、個々の才能を伸ばすための学びの機会の提供が可能となります。 その中でネットトラブルが増えることも懸念されます。情報モラル教育の推進により、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の利用を通じ、社会に積極的に関与し、参加する能力の習得も目指します。 2 つ目の柱、教職員の I C T 活用指導力についてです。現在、電子黒板の普及や、パソコンやタブレットを使った授業に教師も慣れ、I C T を活用している姿が多く見られます。今後は、研修の充実により、教員の I C T 活用指導力の向上を図ることで、あらゆる学習場面で効果的なソフトを使い分け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が進みます。 柱の 3 つ目と 4 つ目には、それらを実現するための環境やより充実した環境を整備することについてと、I C T を推進するための体制づくりや人材確保について書かれています。 本計画をお読みいただき、5 月 13 日までに御意見等をいただければ幸いです。よろしくお願いします。
教育長	説明は終わりました。この件について、今の段階で御意見、御質問がありましたらお願いします。
山本委員	現状把握のところで質問です。到達目標と関連しますが、中学生の結果について「I C T 機器をどの程度使用したか」という質問に対し、小学生と比較し極端に中学生の方が低いです。計画には 90 パーセントを目指すとしています、低い原因について、何か主だったものがあるのですか。
校務支援室指導主事	主だった原因としては、入ってきたことにより整備は進んでいますが、中学生という成長段階もあり、使うことへのハードルが小学生よりも高いです。実際に子どもたちに使わせるためには、中学校の学習に適した学習ドリル等、こちらも周知ができていないというところもあり、中学校にとっても活用に踏み出せない現状があります。
山本委員	県と比較しても、東近江市は特別低いので、導入が遅れたなどの物理的な理由があるのかと思いました。
	もう一点、教員の働き方改革と言われていますが、新しい分野の仕事が増えているなと思いました。元々のカリキュラムを教えないといけないのに、さらに I C T、情報モラル教育、プログラミング教育などがどんどん出てきて、一方で働き方改革と言いながらもう一方で仕事をどんどん増やしているように思います。東近江市だけではなく、国から言われることだとは思いますが、矛盾した話しだと思いました。 また、支援員もたくさん職種がありますので、一度整理して教えて欲しいです。

校務支援室指導主事	プログラミング教育は、中学校では「必ず実施しなければいけない」となっています。高校では必須化されており、大学では受験にもプログラミングは必ず出てきます。東近江市内の中学3年生が、必ずプログラミングができる状態で高校へ進学できるように、市として新たなソフト等を導入しています。
教育審議員	補足させていただくと、中学校で進んでない理由の一つとして、中学校は小学校より授業改善が進んでいません。直接 I C T の活用率の低さにも出ています。 もう一点は、高価なものですので扱い方など生徒指導上の心配があります。 本来は、我々の仕事もそうですが、業務の負担を減らすためにパソコンを入れたのに、かえって安易にメールをやり取りすることで、業務が増えているという側面もあります。業務を精査していかないと仕事は増える一方ですので気を付けなければいけないところです。
教育長	よろしいですか。御意見等があれば、5月13日（月）までに学校教育課へ御連絡いただくということをお願いします。 なお、委員からいただきました意見等につきまして、5月24日の第5回定例会で意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 続きまして、「4 報告事項」に移ります。 「東近江市奨学金貸付審査委員会委員の任命について」担当課から説明をお願いします。
校務支援室長	学校教育課校務支援室の松本と申します。 「東近江市奨学金貸付審査委員会委員の任命について」の御報告させていただきます。資料としては、名簿と要綱を御覧ください。 まずは報告の前に奨学金、医学生奨学金制度について、少し触れさせていただきます。 本市では、高等学校、大学などに在学及び在学しようとする方で、経済的等の理由により、就学することが困難な方に対して奨学資金を貸付けています。 また、大学の医学部や歯学部に就学しようとする方に対しても同様に奨学資金を貸付けており、必要な人に奨学金を活用していただき、社会に貢献できるような人材を育成することを目的としています。 奨学金、医学生奨学金制度については、市の広報誌やホームページに掲載し、広く周知させていただいています。 資金の貸付けについては、「東近江市奨学金貸付審査委員会」において貸付けに関する審査を行っています。 では、「東近江市奨学金貸付審査委員会委員の任命について」御報告いたします。 令和6年度の委員につきましては、資料として名簿が添付しておりますので御覧ください。東近江市奨学金貸付審査委員会要綱の第3条で審査委員会の委員につきましては、東近江市教育員会が任命するとなっています。任命については、教育長、教育部長、学校教育課長、中学校長代表者が職位として決まっています。今年度の中学校長代表者については、玉園中学校犬井校長先生に任命させていただきます。 さらに、教育委員会が特に必要と認める者については、例年どおり教育総務課長に任命させていただきます。 事務局としまして、奨学金の貸付審査事務について適正に進めて参りたいと考えています

校務支援室長	のでどうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、令和5年度の貸付状況を報告させていただきます。 一般の奨学金の新規が4名、継続が3名、医学生では新規はなく、継続が3名でした。 報告は以上となります。
教育長	説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	続きまして、「少年補導員の委嘱について」担当から説明をお願いします。
教育部次長	本題に入る前に、先ほど山本委員が言われました社会教育について、話をさせていただきます。 平成元年に私が市役所に入庁した際には社会教育課という名称でした。平成4年頃には生涯学習課という名称に変わっていたと思います。そのときは、青年団の事務等の業務がありました。旧八日市市は8地区の公民館がありましたので市職員がそれぞれの公民館で公民館主事として勤務していました。公民館主事の仕事は、昼は来客対応、夜は団体活動の会議等で、各地区でそれぞれ個別に個性的な活動をされていました。 合併した際に、公民館や支所の在り方をどうするかを検討するに当たり、各地区にまちづくり協議会を作って、旧市町でこれまでどおり社会教育活動も各種団体活動もしてもらおうということでしたが、その頃には、青年団や婦人会など、年代別や男女別で組織した団体はだんだんと衰退してきて、その代わりにやまの子キャンプのリーダーなど、一定の目的を持った組織が団体活動をされるようになりました。現在も地域のイベントに加わっている人たちも社会教育活動を経て大人になり、過去の社会教育活動が元で現在もイベント活動に積極的に携わってくれています。 合併によって、旧市町ごとにがんばっていこうということでまちづくり協議会ができ、その活動拠点として公民館をコミュニティセンター化し、指定管理費としてまちづくり協議会へ管理料を支払う。社会教育活動を今まで公民館の職員がしていましたが、まちづくり協議会が公民館事務をすることになり、指定管理費や社会教育活動費、自治会連合会の活動費等を一括し、「まちづくり総合補助金」ができ、それを受けてまちづくり協議会が活動しております。 以前は、ライフロングといったものは社会教育活動ではなかったと思います。他市を見えますと、まちづくり協働部があり、スポーツ、文化、社会教育、人権、まちづくり協働課を一つの部にし、教育委員会は学校教育しか残っていないような状況のところもあります。そういうところは他の市町から見るとイレギュラーかもしれません。教育委員会に社会教育が残っている市町は減ってきているように思います。 令和2年に東近江市は文化スポーツ部ができ、教育委員会からスポーツと歴史文化が市長部局へ移り、教育委員会に残った社会教育の部分については、これからがんばっていきたいと思っています。
山本委員	経過は多少なりとも存じていますが、「生涯学習」というのは後から付けた名称であり、あ

山本委員

くまでも法律は「社会教育」です。一つの自治体で活動しているのであれば、どこかがそれを把握し、各現場がどういう動きをしていて、全体の計画を示し、それにのっとり実施していく仕組みがあった方がいいのではないかと思いますので、東近江市式の一括した補助金を各まちづくり協議会へ渡してしまうと、全然つながりがなく、市として社会教育を進める方針などが徹底されていないのではないかと思います。

合併後 20 年ですが、団体はなくなり、全体としてまちづくり協議会自体も高齢化しています。体制として、今までの 20 年間はこれで良かったかもしれませんが、チェックをしていく必要があるのではないかと思います。これからがんばっていただくということでよろしくをお願いします。

教育部次長

ありがとうございます。

それでは本題の少年補導員の委嘱についてです。明日、総会がありますが、元々少年センターは昭和 46 年に「八日市・神崎少年補導センター」というものから始まりました。合併などを経て、愛知郡と一緒に活動をしていましたが、少年センターの活動をもっと活発化させていくということで、教育委員会の一つの組織となりました。

少年補導員は、まず、東近江警察署が委嘱することになっています。定数は 86 名で、今回名簿に挙げています 85 名を明日の総会で任命させていただきます。新任が 20 名です。警察署の委嘱を受けた補導員を少年センターの補導員ということで、市からも再度委嘱させていただきます。

7 地区に分かれており、旧 1 市 6 町で活動していただいています。

補導員の任務としては、青少年の健全育成、非行防止のための啓発、補導活動を総合的かつ効果的に行うということで、巡回活動、青パトによるパトロールや環境浄化活動、有害図書、有害玩具を売っている販売店に対しての啓発等、駅等で薬物乱用防止の街頭啓発などを行っています。

財政措置として、地区の補導員活動委託費ということで、約 86 万円、各補導員会に活動費として、均等割りで 8 万円、人数割りで一人当たり 3,500 円を渡しています。個人的な報酬はありませんが、地区の活動に対して委託金を支払っています。

説明は以上です。

教育長

説明は終わりました。この件について、御意見、御質問はございませんか。

各委員

(意見、質問等なし)

教育長

続きまして、「福祉教育こども常任委員会協議会報告について」教育部から報告をお願いします。

教育総務課長

改めまして、教育総務課の池元です。

私からは、4 月 1 日から変更となりました、能登川地区小学校通学区域について、説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

校区変更の概要ですが、今回の校区変更につきましては、能登川地区の宅地開発により能

登川南小学校の児童数増加が見込まれるため、能登川地区の小学校の適正規模化と遠距離通学の解消を目的とし小学校通学区域の変更を行いました。

今回、小学校区が変更となった自治会ですが、能登川東小学校から能登川南小学校へ変更となるのは、長勝寺町自治会。

能登川南小学校から能登川東小学校へ変更となるのは、山路町自治会、林町自治会、レインボーシティ自治会、デュオヒルズ能登川駅前です。

なお、レインボーシティ自治会とデュオヒルズ能登川駅前については、小学校区は能登川東小学校に変更となりましたが、入学の際に能登川東小学校、能登川南小学校のいずれかを選択できることとしました。

次に各自治会の令和6年度児童数です。こちらは、対象自治会の総数となっており、合計しますと247名になります。この内、16名が能登川東小学校、231名が能登川南小学校となります。

今回の校区再編のルールですが、①対象自治会の在校生は、卒業するまで現在と同じ小学校に通学できる。これは令和6年3月31日時点で、能登川南小学校、能登川東小学校に在籍する児童は、卒業まで同じ小学校に通学できるとしたルールです。

②在校生の弟妹は、兄姉と同じ小学校に就学することができる。これは新1年生が入学する際、兄姉が能登川南小学校、能登川東小学校に在籍している場合は同じ小学校に就学できるとしたルールです。

③令和6年度新入学生から、新校区へ移行するとしています。

続きまして、変更となった自治会について、図でお示ししておりますので御覧ください。

まず、能登川東小学校から能登川南小学校へ変更となりました、長勝寺町ですが、今年度の新入学生1名が新たに能登川南小学校に通学することになりました。

なお、通学につきましては隣接する東佐生の登校班と一緒に登下校することになっています。

続きまして、裏面を御覧ください。能登川南小学校から能登川東小学校へ変更となりました、山路町、林町、デュオヒルズ能登川駅前の新入学生のうち、15名が新たに能登川東小学校に通学することになりました。

なお通学につきましては、1年生が大半の通学班となるため、保護者及び児童の通学時の不安を解消するよう、シルバー人材センターに委託し、通学支援員を4名配置し登下校の見守りを行います。

最後に、今後の児童数の推移を御覧ください。まず、左の能登川東小学校の将来児童数推移を御覧ください。令和6年度から12年度を記載しておりますが、青色が従来の児童数、緑色が今回の校区再編により変更となった、山路町・林町の児童数となっており、今年度15名から令和12年度142名と年々増加していくことになります。

なお、クラス数も毎年各学年2クラスを維持することができます。

続きまして、右の能登川南小学校の将来児童数を御覧ください。こちら、令和6年度から12年度を記載しておりますが、こちらは黄色のラインが校区変更前の児童数推移となっており、700名近くの児童数で推移する見込みでしたが、今回の校区再編に伴い、緑色の変更後児童数のとおり、今年度654名から令和12年度531名と減少し、各学年3クラス程度で推移していく見込みです。

能登川地区小学校通学区域の変更についての説明は以上です。

教育長	説明は終わりました。以前から相談させていただきながら、決定してきた事項ですが、御意見、御質問等がありましたらお願いします。
青地教育長職務代理者	校区再編のルール①から③の中で、①と②は「通学できる」ということで、選べるということですね。実際にはどのように選択されたのでしょうか。
教育総務課長	能登川東小学校の新入学生 15 名については、兄弟がおられない方です。能登川南小学校に兄弟がおられる方は全て能登川南小学校に入学されています。御兄弟で別々になっている御家庭は今年度についてはありません。 長勝寺町の能登川南小学校へ新たに入学される 1 名は兄弟がおられない方でしたので、ルールに従って能登川東小学校から能登川南小学校へ変更となりました。
教育部長	実際に迷っておられた御家庭はありましたが、最終的には兄弟が在学している能登川南小学校を選択されました。
教育長	よろしいでしょうか。 それでは、2024 人権のまちづくり講座について報告をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課から人権のまちづくり講座の開催について報告いたします。 お配りしていますチラシのとおり、今年度も「人権のまちづくり講座」を開催いたします。 裏面に掲載していますように、全 4 回、6 月 1 日から 6 月 29 日まで毎回土曜日に講座を開催します。 今年度は、外国人の人権、男女共同参画、性的マイノリティ、部落差別の 4 つをテーマとして、各分野で御活躍の講師に講演をしていただきます。 今後、自治会への回覧や広報紙、市ホームページ等で市民の皆様に周知し、受講者を募集します。 委員の皆様もお時間がございましたら、ぜひ御参加のほどよろしくお願いいたします。 報告は、以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
各委員	(意見、質問等なし)
教育長	次に、「こども未来部」から報告をお願いします。
幼児課長	幼児課の辻です。よろしくお願いいたします。 「幼児施設の待機児童数について」を御覧ください。 上の表は待機児童数について、下の表は潜在的な待機児童数についてまとめています。 上の表を御覧ください。令和 6 年 4 月 1 日現在の待機児童数は、市内全体で 8 人です。昨年度の 15 人に対して、7 人減少しました。地区別の内訳は、八日市地区 3 人、湖東地区 4

幼児課長	人、能登川地区1人です。 次に、下の表を御覧ください。特定の園を希望しているなどの潜在的な待機児童数は、令和6年4月1日現在、市内全体で60人です。昨年度の88人に対して28人減少しました。地区別の内訳は、八日市地区14人、永源寺地区3人、愛東地区2人、湖東地区11人、能登川地区26人、蒲生地区4人です。 待機児童等が減少した要因としましては、入所申請の動向を踏まえ、認定こども園において1号認定の定員を減らして2号認定の定員を増やす調整を行ったこと、また、市立さくらんぼ幼稚園の施設改修を行い、受入れ児童数を増やしたことなどが挙げられます。 なお、資料には記載しておりませんが、5月1日以降の入所申込も含めて、申込数は3,229人、入所者数は2,907人です。 今年度、待機児童を減少させることができたが、まだ、入所を待っている人はおられますし、兄弟が別々の園にならざるを得ない状況、3歳未満児の育児休業期間中の継続利用など、児童受入枠の不足に起因する課題は残っておりますので、これらを解決できるよう、引き続き、受入枠の拡充に取り組んでまいります。 報告は、以上です。
教育長	この件について御意見、御質問等ございませんか。
教育長	湖東の園は希望者が減っていますよね。4歳児で待機が出るのはなぜですか。
幼児課長	湖東の待機児童2歳児と4歳児は兄弟です。兄弟で別の園ではなく一緒に園に通わせたいということで、湖東の2歳児で待機となり、一緒に4歳児も入れなかったということです。
教育長	2歳児が待機となれば、4歳児も入れないということですか。
幼児課長	どうしても一緒にないといけないという方は、そうなります。別の園でも良いという方は別の園で入れます。ただ、この場合の4歳児は湖東の幼稚園へ行っています。
教育長	湖東の3歳未満児の部屋は足りないということですか。湖東は子どもの数が減っていると思っていたのですが。
幼児課長	最近、湖東は3歳未満児の需要が伸びています。
教育部長	湖東地区に住んでおられる方は湖東の園へ行きたいと言われているが行けないということですか。
幼児課長	地域的なものがありますので、どうしても近くの園を選ばれる傾向にあります。湖東に関して言えば「湖東ひばり幼稚園」しか施設がありませんので、そちらへ希望が集中してしまいます。
教育長	以前、湖東は70～80人くらい3歳未満児がいたけれど、今は40～50人くらいになったと

教育長	思うのですが、それでも就園率は以前以上に高いのですか。
管理監（幼児担当）	子どもの数は減っていますが、就園率は上がっています。
教育長	それを解消するためにはどうすれば良いのでしょうか。 湖東であれば、一人保育士がいれば、全て解消できるのではないのですか。 1歳児と2歳児は別々の保育で、それぞれ保育士が足りないのですか。
管理監（幼児担当）	保育士が足りなくて受け入れられないというわけではないです。
教育長	何が足りないのですか。
幼児課長	施設の面積が足りていません。
教育長	3未満児の部屋が足りないことが、待機児童が出ている原因だと思っているのですね。そうであれば、もう少しなんとかしないといけませんね。
山本委員	先ほど、トータルの人数を言われましたが、申込数が3,229人で入所者数が2,907人ということでした。この差が322人ありますがどういうことですか。
幼児課長	その人数につきましては、まず、待機児童及び潜在的待機児童は68人ですが、この表は4月1日現在の人数です。実際には5月以降、随時に入所できますので、例えば5月からや8月から入所したいが、入所できない人が64人おられます。加えて、最初に入所申込みをされたのですが、その時点で入所がかなわなかった人で待機申請を出さずに、自宅で保育する人や、入所申込みをして、もし入所ができなかった場合は育児休業期間延長できる人などを合わせますと322人になります。
山本委員	分かりました。
教育長	湖東の3歳以上児の部屋は空いていないのですか。
幼児課長	3歳以上児の部屋は空いています。
管理監（幼児担当）	部屋は空いていますので、3歳未満児用の部屋に改修する必要があるのですが、3歳未満児を受け入れますと、翌年に次の学年においてパンクしてしまうこともありますので、計画的に受け入れを行わなければいけません。 湖東ひばり幼稚園の3歳未満児をいっぱいに入けると、今、3歳児が一クラス空いていますが、来年度いっぱいになってしまいます。

教育長	3歳児、4歳児、5歳児で各学年が何クラスあるかは分かりませんが、例えば、5歳児で1クラス空いているなら、これからもずっと1クラス空いたままだと思います。4歳児、5歳児は定数が一緒ですよね。4歳児、5歳児が最大の人数と考えて、そこで1クラス空いているならずっと空くと思います。 以前は、3歳児、4歳児、5歳児をたくさん抱えていたと思うのですが、それが今後の推移を見ても最大70人ですが、空かないというのが理解できないのです。今後、空かないと言っているのですよね。 部屋は改修しても今後費用がかかるわけではないです。人は雇えば、ずっと費用がかかりますが、部屋は使わなくなっても置いておけばいいので、費用がかかるわけではないです。待機児童をなくす方向で、きちんと計画的に受入枠を増やす計画をした方がいいと思います。 それでは、続いて「5 その他」の各課報告に移ります。 各課からお願いします。
各課報告	●教育しがNo.94（4月号）（学校教育課） ●教育研究所だよりNo.247（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課） ●報告事項（図書館）
教育長	各課からの報告について、御意見等がございましたらお願いします。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	以上で全ての案件が終了しました。全体を通して、御意見、御質問はございませんか。
各委員	（意見、質問等なし）
教育長	それでは、次回の第5回定例会は、令和6年5月24日（金）午後3時30分から「市役所 東庁舎 東D会議室」で開催いたしますので、よろしくお願いします。くお願いします。 また、第6回定例会につきまして、次第にありますように、6月26日（水）午前・午後のどちらかで開催をお願いしたいと思いますが、委員の皆様のご予定はいかがでしょうか。 （日程調整） 第1希望：6月26日（水）午後1時30から
教育長	ここで、事務局から日程について連絡があります。
事務局	（事務局から連絡）
教育長	それでは、以上をもって、令和6年第4回教育委員会定例会を終了させていただきます。

【議案第 10 号 東近江市フリースクール等民間施設児用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について】の経過

● 4 月 25 日（木）

要綱中条文を整理し、教育委員へメールを送り、内容確認をしていただくよう依頼（意見及び質問等〆切：5 月 2 日）

（変更内容）

- ・第 1 条（趣旨）を第 1 条（趣旨）と第 2 条（目的）に内容を分け、分かりやすく記載した。
- ・第 2 条（定義）を第 3 条（定義）とし、項を設け見やすく標記した。

→教育委員の皆さんから変更内容を承認いただいた。

会議終了

午後 3 時40分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
